

データポータビリティ権

A1班 菖蒲、紺田、陳

目次

1	はじめに	5
1.1	背景説明	5
1.2	問題提起	5
1.3	全体予告	6
2	データポータビリティとは	6
2.1	定義	6
2.2	目的	7
3	データポータビリティの現状	8
3.1	国が主導する取り組み	8
3.2	大企業での自主的な取り組み	9
3.3	小括 現状の問題点	10
4	立法による制度設計	10
4.1	データポータビリティ実現の3つの選択肢	10
4.2	検討	11
5	情報銀行	12
5.1	データポータビリティの実現に向けた提案	12
5.2	情報銀行とは	12
5.3	日本の現状	12
5.4	情報銀行とデータポータビリティ	12
5.5	結論	13
6	参考文献	13

1 はじめに

1.1 背景説明

2018年9月、アメリカの大手会社であるFacebookにて、約5,000万人分のユーザー情報が流出していた可能性があるということが明らかになった。これは、プロフィールの「プレビュー」機能に関する脆弱性を外部のハッカーに悪用されたもので、最大で9,000万人が影響を受けた可能性があるという^{*1}。この事件を皮切りに、インターネット上の個人情報保護に関する議論が盛り上がりを見せた。

自分の情報は一体どのように保護することができるか。

一旦ネットで入力した情報は、削除しても徹底的には消すことができず、インターネットという海の中を漂い続ける。情報化社会が進展している現在では、インターネットを全く使わないという手段も現実的とは言えない。削除の問題の他に、個人情報を他の事業者へ移転することや、取り戻すことができないことも、問題点として挙げられる。発信した後、自分の情報をコントロールすることができなくなる一方、多大な情報量が流通している昨今では、様々な情報を全て受容することには困難が伴い、利用規約等を全て熟慮したうえで同意を行うことも不可能であり、「同意疲れ」といったものが生じうる。そうすれば、自分の情報は実際にどこで誰がどのような目的で使っていることが把握できない状態になる。

他方、新しい経済の仕組みとして、利用者が提供した情報を基盤として、様々なサービスの提供を受けられるようになっている。企業が、実店舗でメンバーカードなどのシステムで顧客の情報を集めることと同じように、ネットで提供されるサービス業も、顧客の検索履歴や、購入履歴などにより、各顧客の好みを把握し、各利用者にふさわしい広告を表示し、名産品をすすめ、顧客からのクリックを誘引し、売り上げを高めることを目指す。このような状況下では、情報の量を多く把握できるほど、企業の競争力が高まるといえるであろう。

しかし、実際に多大な情報を持つのは、ごく少ない企業である。例えば、「GAFA」と呼ばれるアメリカの大手IT企業のGoogle、Amazon、FacebookとAppleなどが大勢のユーザーから膨大な情報を集積し、強い競争力を有しているため、他のプラットフォーム事業者はこれらの大企業に対抗できない。このような現象は、市場の独占になってしまふ。なぜなら、集積されたデータを用いて、商品の機能や、各ユーザーの関心を持つものを理解して、各ユーザーが持つ興味にふさわしいものを推薦して、更にユーザーが増え、データの集積が進み、最後は寡占化、独占化が進んでいくからである。市場の公平な競争が保障できなくなり、企業にとっても、消費者にとってもデメリットしかない。

1.2 問題提起

以上で述べたように、現時点では、利用者に対する個人情報を保護するために、自己の情報をコントロール可能にすること、及び企業に対し、より公平的な競争環境の実現を求める立場から、インターネット上のデータ管理への問題に対処する必要がある。

このような状況を対処するために、データポータビリティという、データ主体が自分のデータをコントロールできるような概念が提言された。データを自由に動かすことができないと、顧客がサービス事業者間を移動することが困難になり、ロックイン（囲い込み）と呼ばれる効果が生じる^{*2}。例えば、Google Driveから

^{*1} WIRED 「Facebook の 5,000 万人分の情報流出について、いま知っておくべきこと」

(url`https://wired.jp/2018/09/29/facebook-security-breach-50-million-accounts/`, 2021年1月5日最終閲覧)

^{*2} 小向太郎「データポータビリティ」ジュリスト（2018年）1521号、26頁。

Dropbox に資料を移したい時には、まずは全ての資料をダウンロードして、元の資料やデータを削除し、またはファイルを Dropbox が可読な形に変え、移す必要がある。これでは非常に手間がかかるので、Google drive をそのまま続いて利用するという選択を余儀なくされる。しかし、データポータビリティは、企業が技術的に可能な場合、データを簡単に移転することができるよう整備し、利用者が便利な方法で様々な事業者間でのデータの移転を可能にすることを求めるものである。

データポータビリティは、前述の研究背景で述べた全ての問題を解決する方法ではないが、少なくとも、個人が自分のデータを取り戻し、移転させることができるという点で、一定程度のコントロールが可能になる概念である。企業側に対しても、データの移転によって、元々大手企業しか持っていないデータが独占から解放されることにより、公平的な市場競争の場が作られるというメリットがある。

そこで、本稿では、データポータビリティは一体何か、どのように実現するのかということを中心的な課題として検討する。

1.3 全体予告

本稿ではまず、情報化社会の現在において、多大な情報が流通している現状とプライバシー権の保障との間に、どのような問題が存在しているのを提起した上、データポータビリティとは何か、どのように運用するか、今までの運用状況はどうかという問題に対し、日本とヨーロッパの場合を取り上げて説明する。次に、もし日本でもデータポータビリティを権利として主張できるようにする場合に、権利の性質及び法制度について、どのようなものが望ましいかを検討する。また、データポータビリティの課題についても説明する。最後に、情報銀行という、データポータビリティを具体化するシステムについて実例を挙げて若干の検討を加える。

2 データポータビリティとは

2.1 定義

データポータビリティは、個人情報保護の立場から提唱され、データ主体、つまり本人が自分のデータをスムーズに移転できるように設けられた制度である。データポータビリティの権利がデータ主体に認められる趣旨は、個人データに対する個人のコントロールを向上させ、データエコシステムの中で個人が積極的な役割を果たせることにある^{*3}。

このデータポータビリティという概念は、欧州連合における「EU一般データ保護規則（GDPR）」において新しく認められたデータ主体の権利であり、20条^{*4}によって法制化された。1項では、「①同意」^{*5}または「②契約の履行や手続等に必要であること」^{*6}を根拠に処理されている個人データについて、構造化され、一般的に使用され、機械で判読可能な形式で受け取り、元々のデータ管理者によって妨害されることなく、他のデータ管理者に伝送する権利を有すると定めている。そして、同条2項により、技術的に実現することが可能な場合

^{*3} 杉本武重「EU 競争法とプロファイリング規制・データポータビリティの権利」ジュリスト（2018年）1521号、28頁。

^{*4} GDPR Article 20 Right to data portability 第20条データポータビリティの権利。
(条文和訳は <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf> に参照)

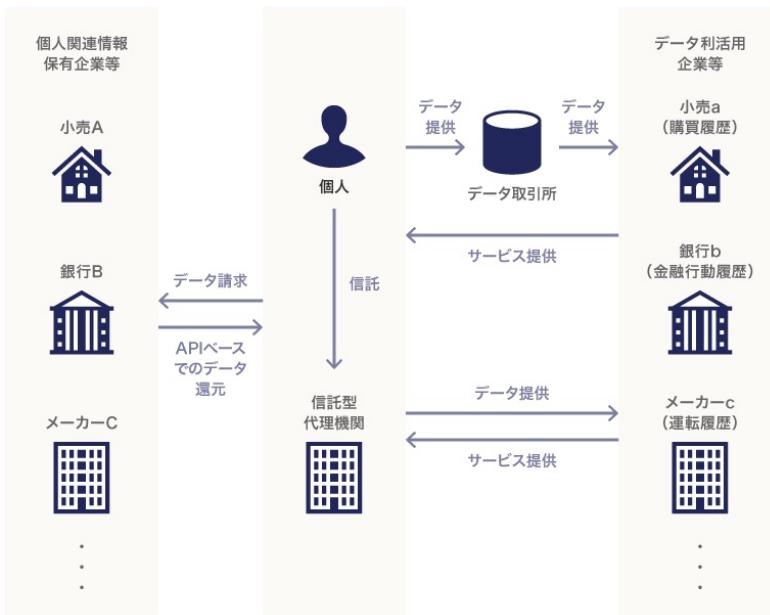
^{*5} GDPR6条1項a号、取扱の適法性について、「データ主体が、一つ又は複数の特定の目的のための自己の個人データの取扱いに関し、同意を与えた場合」である。また、特種個人データの取扱禁止の例外として、GDPR9条2項a号「データ主体が、一つ又は複数の特定された目的のためのその個人データの取扱いに関し、明確な同意を与えた場合。ただし、EU法又は加盟国の国内法が第1項に定める禁止をデータ主体が解除できないことを定めている場合を除く。」

^{*6} GDPR6条1項b号、取扱の適法性について、「データ主体が契約当事者となっている契約の履行のために取扱いが必要となる場合、又は、契約締結の前に、データ主体の要求に際して手段を講ずるために取扱いが必要となる場合」である。

を前提に、元々のデータ管理者から新しいデータ管理者に、データを直接に移転させる権利も認められる⁷。

言い換れば、データポータビリティの主な内容は、個人が企業などに提供したデータを①本人への還元とそのデータを新たなサービスで利活用すること、及び②技術的に可能な場合の直接データ移転をすることである⁸。

その他に、データポータビリティ権の行使について、同法 17 条の忘れられる権利 (right to be forgotten) を妨げないという規定を 3 項で定めている。そして、後段ではこの権利が、公共の利益または管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために必要となる取扱いには適用されないと書いている。最後に、第 4 項では、本権利の実施について、他者の権利及び自由に不利な影響を及ぼすことを禁止している。



・出典：産業構造審議会情報経済小委員会 分散戦略 WG 中間とりまとめの概要（平成 28 年 11 月）

2.2 目的

データポータビリティが必要である理由は、4 つに分けられる。すなわち、①スイッチングコストを低下させることによるデータ関連サービス間の競争促進、②個人データなどに対する自己情報コントロールの強化、③いわゆる「データ・オーナーシップ」のデータ利用権についての問題、及び④データの円滑な流通の拡大、データ取引市場の促進という理由である⁹。

まず、①では、コストの低下により、サービスを利用する価格も低下させ、プライバシー保護水準と消費者利便性を向上させることができ期待できる。次に、②として、前でも述べたように、利用者であるデータ主体の立場から見れば、個人のデータをデータ管理者に一方的に収集されて利用されるだけではなく、自分も回収、他

*7 小向・前掲注 2) 26 頁。

*8 生貝直人「AI 社会における個人とデータポータビリティの権利」NBL (2018 年) 1132 号, 61-62 頁。

*9 生貝、前掲注 8) 61-62 頁。

の業者に移転することができるため、自己情報のコントロールがより強化される。更に、③について、データ・オーナーシップというデータの利用権を誰が持つべきかというビジネス対ビジネス（B to B）関係で語られることが基本であるが、GDPR のデータポータビリティの概念を経由すると、その利用権設定はビジネス対消費者（B to C）を考えることもできる。企業だけではなく、データ主体である本人も一定程度の利用権を認めるようになる。最後に④は、自由なデータ流通を可能にし、データ主体にとって不利益な「ロックイン」の状況を妨げるものであり、競争促進的な効果を持つ権利であるといえる。異なる業者の間でサービスを切り替えるコストを低下させることにより、潜在的な競合他社の参入障壁も低くなり、データの相互運用性と標準化の向上によるイノベーションの促進を支援し、データ主体の選択肢を広げることができ、より幅広い消費者の選択と潜在的な競合他社の容易な市場参入という結果も導きうるであろう^{*10}。

3 データポータビリティの現状

3.1 国が主導する取り組み

データポータビリティに関して国が主導する取り組みは、日本においては主に電力、金融、医療の分野で行われている。その理由としては、これらの分野では、長期にわたる契約（利用）、取引の頻繁さ、料金体系が複雑なことによる競合との比較の困難さが典型的に見られるため、データポータビリティを活用するメリットが大きく、データポータビリティの導入への障壁が少ないことが挙げられる。

データポータビリティの段階としては、大きく分けて、消費者が機械可読な状態で情報を取り出す「開示」と、次の段階として、消費者個人の意思で移転させる「移転」がある。開示の中でも、電子化、データ標準化、データ開放の3段階、移転の中でも、サービス切り替えに伴うデータ移行、二次利用を目的とする事業者への提供という2段階に分かれている。

また、国が主導する取り組みとしては個人情報保護法におけるデータポータビリティの規定も挙げられる。

以下では、電力、記入、医療の各分野で、上記の区分に応じてどの段階までデータポータビリティが進展しているのか、個人情報保護法によって規定されているデータポータビリティは十分なものと言えるのか、検討する。

3.1.1 電力分野での取り組み

電力分野においては、開示については、スマートメータの導入により電子化、API 標準仕様書によるデータ標準化と、消費者への PDF でのデータ開示によりデータ解放の一部が実現しているが、移転については実現されていない^{*11}。

3.1.2 金融分野での取り組み

金融分野においては、データ保有者とその内容によりデータポータビリティの実現度は異なる。ここでは、銀行が保有する銀行口座情報、カード会社が保有するクレジットカード決済情報、小売店舗が保有するID-POS（消費者を識別可能な POS データ）購買データについて説明する。

銀行が保有する銀行口座情報については、電子化、データ標準化、データ開放が、カード会社が保有する

^{*10} 杉本・前掲注 3) 48 頁。

^{*11} 経済産業省「データポータビリティに関する調査・検討について」(2018 年 7 月)。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/detakatuyo_wg/dai1/siryou4-2.pdf, 2021 年 2 月 15 日最終閲覧)。

クレジットカード決済情報については、電子化までが、小売店舗が保有する ID-POS 購買データについては、データ標準化とデータ開放の一部が、それぞれ実現されている一方、いずれもデータの移転までは実現されていない^{*12}。

3.1.3 医療分野での取り組み

医療分野においては、健康情報、介護情報、医療情報と、情報の種類によってデータポータビリティの実現度が異なる。

健康情報については、電子化、データ標準化、データ開放の一部が、医療情報については、電子カルテでの保存によって電子化、データ標準化が実現している一方、介護情報については開示、移転のいずれも、健康情報については移転、医療情報については、紹介状、HER（地域医療連携ネットワーク）以外の移転が実現されていない^{*13}。

3.1.4 個人情報保護法におけるデータポータビリティ

個人情報保護法には、データポータビリティを直接に認める規定はないが、2020 年の改正によって、個人のデータをコントロールするという側面から、データ主体の権利が強化された。その内容としては、個人のデータ開示請求が、電磁的方法によって認められたこと、個人データの利用停止等請求ができる場合が拡大したことが挙げられる。しかし、プライバシー保護のほかに、サービス間の乗り換えの促進、情報の独占の解消を目的とするデータポータビリティの観点からこれらの規定を見ると、未だ不十分なものとなっている。

3.2 大企業での自主的な取り組み

データポータビリティの実現に向けた取り組みとしては、前述の国主導の取り組みだけでなく、大企業での自主的な取り組みも存在する。その取り組みには様々なものがあるが、ここでは、Google などの IT 大企業で始められている Data Transfer Project (DTP) という取り組みに焦点を当てる。

3.2.1 Data Transfer Project とは

DTP とは、ユーザーがクラウド上に保存しているデータを異なるサービス間で直接移転できることを目指すプロジェクトである^{*14}。通常であれば、画像などを異なるサービス間で移転させるためには、移転元のサービスで画像をダウンロードし、移転先のサービスに再度アップロードする必要があるが、DTP は、共通のデータモデルを使うことで、直接移転を可能としている。

3.2.2 DTP の参加企業

DTP には、Apple、Facebook、Google、Microsoft、Twitter などの世界的な IT 企業が参加しているため、利用者にとっても利便性が大きく高まるものとなっている。

*12 経済産業省・前掲注1。

*13 経済産業省・前掲注1。

*14 Data Transfer Project 「Data Transfer Project」 (<https://datatransferproject.dev>, 2021 年 2 月 15 日最終閲覧)。

3.3 小括 現状の問題点

3.3.1 国が主導する取り組みの問題点

データポータビリティに関して国が主導する取り組みの問題点としては、対象が定型的にデータポータビリティの導入が容易な特定の業種に限られていること、個人のデータに関する一般法である個人情報保護法での規定が不十分であることを指摘できる。

3.3.2 大企業での自主的な取り組みの問題点

大企業での自主的な取り組みの問題点としては、参加企業が世界的な大企業に限られているため、データポータビリティの目的である、情報の独占の解消、それに伴う競争の活発化、サービスや個人情報の保護の向上に繋がらないことが挙げられる。

3.3.3 問題点を受けて

以上のように、データポータビリティに関する取り組みの現状としては、国が主導する取り組み、大企業による自主的な取り組みともに問題点があった。そのため、前述の問題点を解決するための、特定の分野だけを対象とするのではなく、一般的な法律の規定が必要となる。

4 立法による制度設計

4.1 データポータビリティ実現の3つの選択肢

本章では、前述の問題点を踏まえて、電力や金融、医療など分野を問わない一般的な法律の形でデータポータビリティ権を法制化した場合には、データポータビリティをどの程度まで認めるべきかについて検討する。ここで重要なのは、データポータビリティ権と当該データを収集し利用していた事業者の憲法上の権利との調整である。この事業者の憲法上の権利とは、経済活動の自由（憲法22条1項）である。法律によって事業者に義務を課した場合には、その義務は直接、事業者の負担となり、営業の自由を制約してしまうため問題となる。

データポータビリティ権を実現するための方法としては3つの選択肢がある。一つ目は、開示のみを認めるというものである。これは、たとえば事業者が収集したメールの文面などのデータをPDFのフォーマットで本人に開示するというものである。事業者は開示すべきデータを機械が読み取ることができる状態にするかどうかは問われないため、開示されたデータを新たにサービス事業者に提供して利用することができない恐れがある^{*15}。この方法は前述のとおり、現行の個人情報保護法で部分的に個人データの開示請求ができるところから（個人情報保護法28条1項）、同法を改正することで拡充することができる。

2つ目は、GDPR20条1項で規定されている回収まで認めるというものである。回収とは、XMLやJSONなどの機械で読み取ることができるフォーマットでデータの対象者に移転することを当該データの取扱事業者に義務付ける方法である。これによって、データの対象者は回収したデータを常に新しく事業者に移転することが可能となり^{*16}、その事業者はそのデータを利用して、マーケティングに活用することができる。

3つ目は、GDPR20条1項、2項で規定されている回収と直接移転の両方を認めるというものである。直

*¹⁵ 小向・前掲注2) 29頁

*¹⁶ 同上

接移転とは、データを保有している事業者から、別の事業者へとそのデータの対象者の請求によって、当該対象者を媒介とせずに移転させる^{*17}というものであり、これによって、データの再利用が回収のみ認められている場合と比較してより容易となる。

回収と直接移転には、ただ事業者の移転の際にデータの対象者が介在していること以上の違いがある。回収の場合には、機械で読み取ることさえできればよいため、データの対象者はその形式を指定することができない。よって、新しく利用しようとしている企業がその回収したデータの形式とは異なる形式を使用していた場合には、個人がデータの編集を行うか、データの形式が同一である企業や編集を請け負ってまで利用したいと思っている企業をデータの対象者が探し直さなければならず、データの再利用に時間と手間がかかってしまう。それに対して、直接移転まで義務付ける場合に、データの形式が異なる場合には、データを回収する事業者が新しくデータを利用する事業者がその形式を整えるため、データの対象者に編集等の負担がかからず容易にデータ移転が可能になる。

4.2 検討

以上より、直接移転、回収、開示の順で、事業者に求められる技術的負担が高いことがわかった。では、これらの方法のうちどの方法を採用するべきか。これらの方法でデータポータビリティの目的^{*18}をどの程度達成することができるのかということと、事業者にどの程度負担をかけるのかということに注目して考えることとする。1つ目の開示は、事業者がどれくらいのデータを収集したのかをデータの対象者が把握することができる点では自己情報コントロールの目的（前述目的②）を達成しているように見えるが、データの対象者は自己のデータを取り戻すということはできないため、部分的に達成したに過ぎないといえる。スイッチングコストを低下させることによるデータ関連サービス間の競争を促進させるという目的（前述目的①）についても、開示のみではデータ移転を行うことができないことから達成できていない。「データ・オーナーシップ」というデータ利用権をデータの対象者に拡充するという目的（前述目的③）やデータの円滑な流通を拡大し、データ取引市場の促進（前述目的④）についても、同様の理由で達成できない。以上より、開示ではデータ編集等義務は事業者に生じないが、データポータビリティの目的はほとんど達成されない。

2つ目の回収は、目的②③については回収によって自己の情報を取り戻し、そのデータを移転することによって利用することができるので、達成できる。しかし、目的④については、企業にデータ編集の義務まではないので、データの対象者が編集を行ったり、編集を行うことなく移転が可能な事業者を探したりしなければならず、情報流通の促進の効果は限定的である。これにより目的①も部分的にしか達成できないと思われる。以上より、回収は事業者にデータの編集等の義務は生じさせないため負担は軽くなるが、データポータビリティの目的は部分的にしか達成できないと思われる。

3つ目の直接移転は、目的②③は回収と同様に達成できる。目的④については事業者に編集の義務が課せられることから、データの移転が容易になり情報の流通促進という目的は達成できる。また、情報の流通が促進された結果、新規事業者も事業に必要なデータを容易に入手できるようになり、スイッチングコストを低下させることができ、事業者間の情報格差がなくなり、競争が活発になるため、目的④も達成できるように思われる。以上より、直接移転は事業者に編集等の義務を課すことから事業者の営業の権利の制約は重大であるが、すべてのデータポータビリティの目的を達成できるといえる。

データポータビリティの全ての目的を達成するためには、直接移転まで認める必要があるが、その代わりに

*17 同上

*18 生貝・前掲注8) 61頁

事業者の負担は大きい。もっとも、データポータビリティの目的のうち自己情報のコントロールというプライバシー権（憲法13条後段）から生み出された憲法的な価値を重視するのであれば、回収まで認めれば目的は達成でき、事業者の経済活動の自由（憲法22条1項）の保護の観点からも好ましいと考えられる。

5 情報銀行

5.1 データポータビリティの実現に向けた提案

前章で見たように、データポータビリティの制度設計として考えられる内容について、「回収」のみ、あるいは「回収+直接移転」の仕組みとともに問題点がある。そこで、本章では、回収によって得た自己のデータを、情報銀行を通じて利活用する「回収+情報銀行」の制度設計を提案する。

5.2 情報銀行とは

情報銀行とは、個人とのデータ活用に関する契約などに基づき、PDS（Personal Data Store）などのシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又はあらかじめ指定した条件に基づき、個人に変わり妥当性を判断の上、データを第三者に提供する事業のことである^{*19}。

5.3 日本の現状

日本においては、総務省、経済産業省の指針に沿って、日本IT団体連盟が2018年より認定事業を開始しており、サービス開始に向けた認定、サービス実施中の事業に対する認定を出している^{*20}。

5.4 情報銀行とデータポータビリティ

5.4.1 情報銀行とデータポータビリティの関係

では情報銀行とデータポータビリティの関係はどのようなものか。簡潔に言えば、データポータビリティによって個人が様々なデータ管理者から取り戻した自己のデータを、蓄積、管理し、安全に活用可能とするものが情報銀行である^{*21}。詳細に述べると、現状は、データプラットフォームを起点としてデータの利活用が進められるパラダイムであり、消費者はデータの自己管理を重視しない領域が大部分であるが、データポータビリティの活用によって、データプラットフォームを起点とするパラダイムから消費者が自己のデータを取り戻し、消費者を起点としてデータの利活用が進められるパラダイムが到来する。消費者起点のパラダイムでデータの蓄積、管理をし、データプラットフォーム起点のパラダイムでデータの利活用をすることで、2つのパラダイムの橋渡しとしての役割を果たすものが情報銀行なのである。

^{*19} 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定に係る指針 1.0」(2018年6月) (<https://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180626002/20180626002-2.pdf>)。

^{*20} 一般社団法人日本IT団体連盟情報銀行推進委員会「制度案内」(<https://www.tpdms.jp/system/index.html>, 最終閲覧 2021年2月15日)

^{*21} 生貝直人「データポータビリティとAIネットワーク社会」(2018年12月10日) (https://www.soumu.go.jp/main_content/000589118.pdf, 最終閲覧 2021年2月15日)

5.4.2 データポータビリティの課題と情報銀行

前章で検討したデータポータビリティの制度設計案の課題として、「回収」のみだと情報の利活用に際して個人の手間がかかること、「回収+直接移転」だと事業者への負担が重くなることを指摘した。ここにおいて、「回収+情報銀行」の制度設計は、個人の手間は情報銀行にデータを預けるだけという軽いものであり、事業者の負担は「回収」のみの場合と同じであることから、上記の課題を解決するものである。また、「回収+情報銀行」の制度設計を取ることによって、データ取得事業者、データ主体、情報銀行、データ利用事業者のデータサイクルが確立されるため、データポータビリティの目的である、自己情報のコントロールの強化、情報の流通の促進、部分的にはあるが、サービス間の競争促進が達成される。

5.5 結論

以上より、事業者、データ主体に過度な負担をかけることなく、データポータビリティの目的を達成することができる「回収+情報銀行」の制度設計がもっとも妥当であると考える。

6 参考文献

- ・WIRED 「Facebook の 5,000 万人分の情報流出について、いま知っておくべきこと」
(url<https://wired.jp/2018/09/29/facebook-security-breach-50-million-accounts/>, 2021 年 1 月 5 日最終閲覧)。
- ・生貝直人「AI 社会における個人とデータポータビリティの権利」NBL (2018 年) 1132 号。
- ・生貝直人「データポータビリティと AI ネットワーク社会」(2018 年 12 月 10 日)
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000589118.pdf, 最終閲覧 2021 年 2 月 15 日)
- ・小向太郎「データポータビリティ」ジュリスト (2018 年) 1521 号
- ・宍戸常寿ほか「連載 AI 社会と法 - パラダイムシフトは起きるか」論究ジュリスト 26 号 (2018 年)
- ・杉本武重「EU 競争法とプロファイリング規制・データポータビリティの権利」ジュリスト (2018 年) 1521 号
- ・産業構造審議会情報経済小委員会「分散戦略 WG 中間とりまとめの概要」(2016 年)
(https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20161129001_02.pdf, 最終閲覧 2021 年 2 月 15 日)
- ・情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定に係る指針 1.0」(2018 年 6 月)
(<https://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180626002/20180626002-2.pdf>)
- ・一般社団法人日本 IT 団体連盟「制度案内」(<https://www.tpdms.jp/system/index.html>, 最終閲覧 2021 年 2 月 15 日)